（３）　教職員への研修等

本学園は、教職員のカスハラに対する理解と対応力の向上を図るため、研修や啓発活動を継続的に実施します。また、教職員が安心して教育・保育活動に従事できる環境づくりを推進し、組織として適切な対応体制の構築に努めます。

（４）　プライバシーの保護及び不利益な取り扱いの禁止

本学園は、カスハラに係る相談者等の情報は当該相談者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応及び事後の対応に当たっては、相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じます。また教職員が、次の対応を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしません。

・カスハラに関して相談をしたこと
・事実関係の確認等の本学園の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと

（５）　他の事業主が雇用する労働者に対する言動に関すること

教職員は、他の事業主が雇用する労働者（本学園に物品・サービス等を提供する事業主が雇用する労働者等）に対するカスハラに当たる言動を行ってはならず、そのような言動について必要な注意を払います。本学園は、教職員が必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮を行います。

４　家庭及び地域との連携

学生・生徒・園児等の健やかな成長を支えるためには、学園、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に信頼しながら連携・協働して取り組むことが重要です。本学園は、保護者や地域の皆様から寄せられるご意見やご要望に真摯に耳を傾け、対話を重ねながら、建学の精神である「徳育」を基盤とした豊かな成長の実現に向けて、今後も誠実に教育・保育活動を推進してまいります。

５　相談・報告窓口

相談・報告窓口は、各所属のうるおい相談員（ハラスメント相談員）及び法人本部課とします。具体的な連絡先は、学内向けの案内に明記します。

学校法人植草学園　理事長